

【アメリカ】 2012 年各州州民投票の結果

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 大統領選挙及び中間選挙時には、アメリカ各州で州民投票が実施される。その制度は、州により異なるが、大きく、(1)州民発議の提案(州憲法修正案、州法改正案等)に関し、州民の直接投票で賛否を問うものと、(2)州議会が発議・審議し、可決した憲法修正案・法律案等を成立させるため、州民の直接投票で賛否を問うものに分けられる。2012年11月6日の州民投票では、様々な主題が取り上げられたが、共通する主題もいくつか見られた。このような複数州で取り上げられた主題を中心に、各州で成立した主な州民投票の内容を概説する。

1 同性婚合法化

同性婚の合法化については、これまでも各州で様々な州民投票が行われてきた(本誌No.250(2011.12), pp.5-25; No.251-1, pp.4-5ほか参照)。例えば、州法上、同性婚を婚姻と認める旨を明記する又は婚姻は異性間のみの制度であると明記する旨の州法改正案を州民投票で可決することにより、同性婚の合法化又は禁止を目指すもの、婚姻は異性間のみの制度であると州憲法上明記する旨の州憲法修正案を州民投票で可決することにより、同性婚を禁止するもの等である。

2012年2月9日、ワシントン州で、同性婚の合法化及び既存の婚姻類似制度の改正に関する法律が成立した。しかし、同性婚に反対する州民が、同法の承認・不承認を問う州民投票を発議した。今回の投票の結果、承認が投票過半数を得て、同法の施行が決定した。メリーランド州でも同年3月1日、同性婚を合法化する法律が成立した。同法は、婚姻を異性間に限るとの従前の州法上の規定を削除し、婚姻手続や挙式に関する規定を改正するものであったが、ワシントン州と同じく承認・不承認を問う州民投票が州民発議された。これについても、承認が投票過半数を得た。メイン州では、同性当事者への州政府による婚姻許可状・婚姻証明書発給の承認・不承認を問う州民発議について州民投票が行われ、承認が投票の過半数を得て、同性婚が合法化された。この結果、ワシントンD.C.を含め同性婚を合法化した州等は、全米で10となった。

メイン州の州民発議の文言は、当初、単に同性の婚姻を認めるか否かを問うものであった。しかし、その文言では、聖職者が同性婚の挙式を強要され、信教の自由が脅かされるおそれがあるとの誤解を招くとして、州政府による婚姻許可証等の発給の承認・不承認を問うよう文言の修正が施された。現在、同性婚を合法とする(同性当事者への婚姻許可状・婚姻証明書の発給を合法とする)州はいずれも、教義上同性婚を認めない聖職者や宗教団体等は、同性婚の挙式を拒否できること、当該拒否により州政府等から不利な取扱いを受けないこと等の宗教関係者に配慮した規定を、州法上に置いている。なお、法的に有効な婚姻成立には、聖職者による式である必要はなく、法で挙式権限を与えられた公務員による式で足りるため、このような規定があることにより同性当事者の婚姻が妨げられるおそれはない。

ミネソタ州では、婚姻を異性間の制度と定義する規定を州憲法に追加する（同性婚を禁止する）州議会発議の州憲法修正案につき州民投票が行われたが、否決された。

2 嗜好用マリファナ合法化

医療用としては、個人による一定量のマリファナの所持、栽培、使用、販売等が合法化されている州はあるが、今回、オレゴン州（州民発議の州法改正案）、ワシントン州（州民発議の州法改正案）、コロラド州（州民発議の州憲法修正案）で、医療目的以外の所持、栽培、使用等を合法化する州民投票が行われ、ワシントン及びコロラドの両州で可決された。

可決された内容は、①21歳以上の者による個人使用を目的とするマリファナの栽培、運搬の合法化、②21歳以上の者へのマリファナの販売に関する州による許可制・免許制の導入、③マリファナ製品への課税、④学校敷地でのマリファナ所持、未成年者の前若しくは公共の場での使用、未成年者への提供又はマリファナによる酩酊状態での運転の禁止等であり、合法化されたマリファナへ課税し、州の新たな財源とすること及び州の財政を圧迫しているマリファナ所持者・使用者等の処罰により生ずる司法・矯正施設の支出を軽減することを目的としている。

同じく司法・矯正施設の支出軽減を目的として、カリフォルニア州では、嗜好用マリファナの少量の所持を「軽罪」から裁判所への出頭の必要がない「違反」へ変更する法改正（非犯罪化）が、2010年に行われた。しかし、同州は一定量の嗜好用マリファナを合法化する州民発議の州法改正案については、同年、州民投票で否決している。

医療用マリファナの合法化については、今回、新たにモンタナ州とマサチューセッツ州で州民発議の州法改正案が可決された。これにより、個人による医療用マリファナの使用・栽培等を承認する州、嗜好用マリファナの少量所持・使用・栽培等を合法化又は非犯罪化した州等は、全米で、あわせて20となった。

3 非合法移民関係

非合法移民に関する州民投票は、2州で可決されたが、非合法移民に対する態度は、対照的である。メリーランド州は、高校に一定期間在籍し、一定の学業成績を達成し、親又は自身が所得税を納付しており、大学でも一定の学業を達成している場合には、非合法移民に対しても、州及び自治体の大学の学費を州民に対する額と同様の低額にする旨の州議会通過法律につき、承認・不承認を問う州民投票が州民発議され、可決された。同法は、親に連れられ不法入国した等のやむをえない事情のある教育水準や能力の高い学生は、教育を受ける機会を得るべきとの考え方に立つものである。一方、モンタナ州は、州が提供するサービスの使用にあたって、合衆国の市民権の証明を必要とする、移民排斥的な内容の州議会通過法案を承認する旨、州民投票で可決した。

4 選挙運動資金規制に関する連邦最高裁判決への態度表明

連邦最高裁は、2012年6月、企業等からの選挙資金の寄付と、選挙運動における支

出金額を制限するモンタナ州法につき、違憲判決を下した（本誌 No.252-2(2012.8), p.22 参照）。モンタナ州は 1912 年州汚職防止法により、全米で唯一、選挙運動資金の額につき規制を行う州である。この連邦最高裁判決に反対を表明する州民投票が 2 州で行われた。コロラド州では、上述の 2012 年モンタナ州法違憲判決の根拠となった 2010 年の連邦最高裁判決が、自州が実施する選挙の資金制限を行う自由を州に認めないことを問題視するという州の方針を確認し、この自由を連邦に認めさせるため、連邦に対し働きかけること等を州憲法修正及び州法改正により示すことを義務付ける州民発議の州憲法修正案が、州民投票で可決された。モンタナ州は、コロラド州と同様の内容で、かつ、企業は州憲法上の人権主体ではないことを確認する旨の州民発議の法律案を州民投票で可決した。人権主体でない企業に対して、選挙資金の寄付等の制限を行ったとしても、合衆国憲法違反とはならないこと示す意図である。

5 連邦医療保険改革法に対する州の態度表明

オバマ大統領の最重要政策課題として、2010 年 3 月に成立した国民の医療保険の加入を義務化する連邦医療保険改革法に対し、同法中の医療保険に加入しない国民への罰則規定やメディケイド対象の拡大を州へ義務付けること（メディケイドのため、連邦から州へ補助金が拠出されているが、州が拡大に従わない場合、それが打ち切られることを内容とする。これが州に対する強制力となる。）が、合衆国憲法違反であるとして、30 に近い州から連邦裁判所に訴えが提起されていた。2012 年 6 月、連邦最高裁は判決を下し、罰則規定については、特定の国民に対する合理的税金と解釈され、そのような課税が憲法で認められていることから合憲、州に対しメディケイド対象拡大を義務化すること等については違憲と判断した。ただし、連邦がすでに州に拠出した補助金の返還を求めなければ、問題ないとした。この判決は、おおむねオバマ政権の勝訴であるとみられている。このような連邦の医療保険改革法に対する各州の態度が、州民投票により 3 州で表明された。ミズーリ州は、州知事や州が健康保険や医療保険取引所（HIX: 国民の医療保険購入の促進を目指して、連邦医療保険改革法で規定される、各州政府が保険会社と交渉して、保険料・保険給付等について合意した保険商品を州民に提供する取引所。）を、立法や州民投票等によることなく創設することを禁止する州議会通過法案を承認した。モンタナ州は、特定の条件を満たす場合以外は、州及び連邦政府が、健康保険の購入について、処罰、罰金、課税、手数料等を課すことを禁止する州議会通過法案を承認した。ワイオミング州は、州又は連邦のいかなる法令も、個人、雇用主又は健康サービス提供者に対し、健康保険加入を直接、間接を問わず強制できない旨の州議会発議の州憲法改正案を可決した。

6 公務員の処遇等に関する投票

ルイジアナ州は、在職中、業務に関連して重罪を犯した公務員の退職金を支払わない旨の法律を議会が制定できるとする州議会発議の州憲法修正を州民投票で可決した。メリーランド州は、公選の公職者が重罪又は特定の軽罪を犯した場合、判決確定時だ

けでなく、本人が罪を認めた時点で解雇となる旨の州議会発議の州憲法修正を州民投票で可決した。

7 アファーマティブ・アクションの禁止

オクラホマ州では、州の公的な雇用、教育及び契約の 3 分野における人種及び性別に基づく特別な取扱いを禁ずる州議会発議の州憲法修正を、州民投票により可決した。ただし、性別が資格として正当である場合、裁判所命令又は当事者の同意に基づく判決により、現行のアファーマティブ・アクションが認められ、継続されるべきとされる場合又は連邦の補助金受領のために必要である場合は、それを認めるとしている。

8 人身売買に関する刑の強化

カリフォルニア州では、人身売買で有罪となった者につき、性犯罪者と同様、登録を義務付け、インターネットで住所等の情報を公開する等を内容とする州民発議の州法改正案を州民投票で可決した。同法は、人身売買で有罪となった者の量刑を引き上げ、15 年以上の終身刑及び最高 150 万ドルの罰金とすること、罰金は人身売買の被害者救済のために用いること、人身売買で訴追されている被疑者が、当該訴訟中、被害者が売春に従事していたことを示すことを禁ずること等も内容とする。しかし、投票直後、同法の施行差止めを求める訴えが連邦地裁に提起され、これが認められた。

9 三振法の緩和

カリフォルニア州では、1994 年に州民投票により制定された三振法を緩和する州民発議の州法改正案を州民投票で可決した。三振法とは、2 回重罪(felony)を犯した者は、3 回目が軽微な罪であっても終身刑となる制度を定めたものである。今後は三振制度の適用を 2 回の重罪が重大又は暴力的である場合のみとし(ただし、3 回目の有罪が軽微な犯罪でも終身刑に処されることに変更はない。)、現在、三振制度により終身刑に処せられている者は、3 回目の有罪が重大で暴力的ではなく、刑の変更により公共の安全を脅かさないと判断される場合には、刑の変更が認められる(2 回の重罪のいずれかが強姦、殺人及び児童虐待の場合には、認めない)。この改正案は、州の矯正施設の支出削減を目的としたもので、2004 年にも類似の州民発議があったが、否決されていた。

10 中絶及び銃規制

モンタナ州は、16 歳未満の女性の中絶に際しては、事前に親権者への通知を必要とする内容の州議会通過の州法改正案を、州民投票で承認した。

ルイジアナ州は、銃火器の保持及び所持のみならず、取得、運搬、携行、移転及び使用する権利を州憲法上に明記する旨の州議会発議を、州民投票で可決した。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 12 月 17 日現在である。)

- ・ Ballotpedia<http://ballotpedia.org/wiki/index.php?title=Main_Page>
- ・ 各州務長官ウェブサイト